



29 救われた梵鐘

昭和 17 年(1942)

へいき ほんしゅう
兵器を製造する材料として、寺にある梵鐘も供出さ
かれました。その中で、価値ある梵鐘と認められたものを
かち 残すための調査が行われ、46 の梵鐘を保存すること
となりました。調査にあたった県職員の感想には、調
査中に供出済となった梵鐘が2つあったことは残念で
あると書かれています。

群馬県行政文書「金属特別回収ニ関シ保存ヲ要スベキ梵鐘調書」
(A1008A0B_10)

二宮赤城神社梵鐘

前橋市指定重要文化財

高さ 127 cm、直径 72 cm

調査により保存されることになり、供出を免れた梵鐘です。銘文には「元和九曆」(1623年)とあります。保存する理由として、次の3点が挙げられています。

- 1 二宮赤城神社沿革の重要な資料であること
 - 2 県内の慶長(1596年~1615年)以後に制作された鐘の中で最古のもので、「作優秀古格」であること
 - 3 「つきざハ十二辨べん菊花ヲメグリテ複蓮辨ふくれんべんヲ配シ見事ナル作」とあること

撞座…撞木で当てて音を出す部分（丸く浮き彫りにされた部分）

梵鐘	名稱	年代	所在地及所有者
寶真音	妙龍寺	正應五年	碓水郡坂本町社熊野神社
鳳仙寺	妙安寺	延喜七年	磐原郡高野村住谷久次郎氏
林元寺	妙光寺	吉野時代	前橋市立川町淨土真宗妙安寺
梵鐘	妙英寺	室町時代	北甘樂郡富岡町淨土宗瓶光寺
	梵鐘	元和九年	北甘樂郡小聲村曹洞宗長學寺
	梵鐘	寛永八年	勢多郡荒砥村慈祐二宮亦城神社
	梵鐘	寛永十一年	新田郡鳥之郷村曹洞宗妙英寺
	梵鐘	寛永十八年	利根郡沼田町
	梵鐘	寛文十年	山田郡梅田村曹洞宗鳳仙寺
	梵鐘	萬治三年	邑樂郡濱山西天台宗真光寺
	梵鐘	慶安二年	邑樂郡水樂村黃檗宗資林寺

梵鐘調査概況

總 説

一、懸下梵鐘概數 梵鐘三六〇口 牛鐘四七五口（附表第一、第二）

二、調査方針左ノ如シ

1、國寶及重要美術品トシテ價值アルモノト認メラル、モノ

2、群馬縣實物史蹟名勝天然紀念物保存頑彰規範ニ依ル實物トシテ價

値アルモノト認メラル、モノ

3、右二項ニ關シ左ノ三點ニ就キ特ニ注意ヲ拂ヘリ

イ、美術的ナルモノ

ロ、郷土史上重要ナルモノ

A、鑄造由來ニ關スルモノ

B、銘文ニ由ルモノ

C、郷土ノ鑄物師ノ代表作品タルモノ

H、其ノ他ノ特殊ノ理由アルモノ

三、調査實施要領左ノ如シ

1、左ノ紀年銘ノモノ二口ハ之ヲ除ク

正慶五年銘 磐水越坂本町延社頭野納社藏

壽永十七年銘 群馬縣國府村住谷久次郎藏

2、古名鑑ト推定サル、モノヲ積極的ニ出張調査ス

3、寺院及地方郷土史家其ノ他ヨリ申請アリタルモノニ就キ調査ス

四、調査實施範囲二百二十六口ナリ（但直接實視セルモノ）

五、中要保存範囲四六口ナリ（附表第三）

其ノ内詳左ノ如シ

1、年代ニ依ルモノ

2、長以般

3、口

無銘ナレト作ニヨリ推定

藤川時代

四〇口

梵鐘三六〇口牛鐘四〇

明治以後

三口

梵鐘大正昭和ノ代表作各一口死牛鐘一口

2、特徵ニ依ルモノ
美術的ナルモノト郷土史上重要ナルモノトハ重複セル場合多シ

調査感想

一、梵鐘ハ金剛界胎藏界兩部ノ佛種子ヲ配セルモノアリテ三摩耶形ノ佛身

ヲ表シ佛像ト全ク同一ノモノナルニ拘ラズ僧侶中ニ於テサヘモ此ノ觀

念ヲ缺除セルモノ多ク甚タ非禮ナルモノ少ナカラズ

二、梵鐘殘置喫届ニ表レタル思想ハ殆ド大部分ガ佛教教義ニ基ケル重器タルヲ過ベズ或ハ醫防用ト稱シ或ハ唯愛憎ノ忿ニカラレ甚タシキハ寺院ノ風致ヲ問題ニセラアリ何レモ梵鐘ヲ物質的ニノミ解シ一トシテ法器

タルガ故ニ殘置ヲ請フ所ナシ

三、僧侶ニ往昔佛法ヲ守ルニ武器ヲ以テセルガ現在法器ヲ守ルニ身ヲ以テ爲エノ氣概ナシ況ヤ佛法ヲ守リ寺院ノ維持ニ任ズベキ住持ニシテ鐘銘ヲ認識セザルモノ殆ド大部分ナリ

四、梵鐘残置決定ハ其ノ寺院ニ莫大ナル財産ヲ保證スルモノナリ殊ニ今後ニ於テ梵鐘ノ値上リハ相當考慮ヲ要スルモノナリ優秀ナルモノハ優秀

認定又ハ縣實物指定ヲ實施シ其ノ所有ニ制限ヲ加フルヲ可トス

五、調査中左ノ二鐘供出濟トナレルハ甚タ遺憾タリ

昌龍寺梵鐘 利根郡東村 曹洞宗昌龍寺

金子重石衛門寄進ノ鐘ニシテ高山彦九郎先生ノ精神ニ及ぶセル

重石衛門ノ影響偉大ニシテ且縣下唯一人ト云ハル

其ノ内詳左ノ如シ

1、年代ニ依ルモノ

2、長以般

3、口

無銘ナレト作ニヨリ推定

藤川時代

四〇口

梵鐘三六〇口牛鐘四〇

明治以後

三口

梵鐘大正昭和ノ代表作各一口死牛鐘一口

2、特徵ニ依ルモノ
美術的ナルモノト郷土史上重要ナルモノトハ重複セル場合多シ